Q&A(定期申請に関すること)

★ 電子調達共同利用システムの「FAQ(よくある質問)」「初めてご利用の方」もあわせてご覧ください

No	分 類	質問	回 答
1	定期申請	前回の定期申請の入力したデータは残っているのでしょうか。 また、資格申請IDは次回の継続申請の時も使えるでしょうか。	前回申請のある方は定期申請は継続申請となり、前回入力した情報が反映された状態から進みます。 資格申請IDは今後の資格申請する上で必要となるIDです。次回申請でも使用しますので大事に保管してください。
2	定期申請	られているのでしょうか。	送付する書類は受付期間最終日の到着か、郵便又は信書便で送付され受付期間最終日までの消印(発送)日があるもののみ受付期間最終日を過ぎて到着しても有効とします。
3	共通·団体審査	「共通審査自治体から担当者にメールが届く」とのことですが、共通審査自治体からの「申請受付・受理完了」のメールは提出先の自治体数に係わらず、各1通、「認定完了メールについては複数の自治体からメールが送られてくると解釈してよいでしょうか。	その認識で問題ありません。
4	申請	継続申請時は、申請業者は利用者登録番号が入力されていましたが、今回は消えているので、利用者登録番号を控えておく必要があるということですか。	新規・継続申請ともに利用者登録番号は空白となっていますので、入力が必要となります。 前回申請時に登録されている利用者登録番号を入力することになります。
5	申請	島根県入札資格申請の要件として、その業種につき、年間平均完工高が0(ゼロ)でも良いでしょうか。その場合、施工実績もない時は、施工実績証明書の提出は不要ですか。	経営事項審査を受けられた工種のうち、年間平均完工高がO(ゼロ)の工種を希望する場合は、施工実績証明書の提出が必須となります。
6	申請	県外業務において、測量を希望したいが、本社(店)の測量業者登録のみでは営業 所を委任先として申請できないですか。	委任先営業所としては申請できませんが、委任をせず、本社(店)での申請は可能です。